

第5次安来市男女共同参画計画



安来市

はじめに

現在、人口減少や少子高齢化、核家族化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、個人のライフスタイルや価値観も様変わりしてきています。また、共働き世帯は年々増加しており、それに伴い仕事と家事の両立、仕事と子育て・介護の両立、長時間労働による心身の疲弊等、様々な社会課題が生まれています。

こうした状況の中、誰もがあらゆる分野で活躍し、安心して心豊かに暮らせるようにするためには、性別にとらわれることなく個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

安来市では、安来市男女共同参画推進条例に基づき、令和2（2020）年度に「第4次安来市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策に取り組んで参りました。

しかしながら、社会や地域に、性別による固定的な役割分担意識や、男女が平等でない慣習が残っているとの声も多く聞きます。また、審議会等における方針決定過程への女性参画の割合は依然として低く、女性がその能力を十分に発揮しているとは言えない状況があります。

このたび第4次計画の計画期間が終了するにあたり、これまでの成果と課題を踏まえ、社会状況の変化や新たな問題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて、より一層施策を推進していくために、令和11（2029）年度までを計画期間とする「第5次安来市男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後は市の最上位計画となる「第2次安来市総合計画」、並びに本計画に基づいて、男女共同参画社会の実現のため、家庭・職場・学校・地域などあらゆる分野において、市民、事業者の皆様と協働して取り組んで参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画を策定するにあたり、これまでご協力いただきました多くの市民の皆様や、貴重なご意見やご提言をいただきました安来市男女共同参画推進委員会の皆様に対しまして心よりお礼申し上げます。

令和7（2025）年3月

安来市長 田中 武夫

なぜ、男女共同参画が必要なの？

現在の日本では憲法に男女平等がうたわれているにもかかわらず、政策・意思決定過程への女性の参画率の低さ、男女間の賃金格差、育児・家事へ参画する男性割合の低さ、男性に対する社会的な重圧など、多くの問題があり、日本の男女共同参画社会実現は未だ道半ばにあると言えます。

今、少子高齢化に伴う人口減少、生活様式の多様化などで、私たちの生活や地域はこれまでと大きく様変わりしてきています。このような変化に対応するためにも、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、家庭・学校・職場・地域で、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組む必要があります。

男女共同参画社会って何？

男女共同参画社会を実現するための重要な法律として、国は「男女共同参画社会基本法」を平成11（1999）年に施行しています。

そこでは男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義しています。

具体的には、男女がお互いを支え合い、喜びも責任も分かち合う社会のことであり、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、「女性」も「男性」も自らの意思で自由に生き方を選んで、一人一人がもっている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。



一緒に実現しよう

目次

計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
(1)	国の動き	1
(2)	島根県の動き	1
(3)	安来市の状況	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
5	計画の進捗管理	2
6	計画の基本理念及び基本目標	3
7	男女共同参画とSDGs	4
8	施策体系図	5

施策の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会への意識づくり	6
基本課題1	地域における慣行の見直しと意識の改革	6
基本課題2	男女共同参画に関する教育・学習の推進	8
基本目標Ⅱ	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	10
基本課題1	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	10
基本課題2	ワーク・ライフ・バランスの推進	12
基本課題3	働く場における男女共同参画の推進	15
基本課題4	地域における男女共同参画の推進	17
基本目標Ⅲ	個人の尊厳の確立	19
基本課題1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	19
基本課題2	男女の生涯を通じた心身の健康支援	22
基本課題3	安心な暮らしの実現	24

計画の数値目標

計画の数値目標	25
---------	----

資料編

○男女共同参画社会基本法	2 6
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	3 2
○安来市男女共同参画推進条例	4 2
○安来市男女共同参画推進本部設置規程	4 5
○安来市男女共同参画計画策定経過	4 7
○安来市男女共同参画推進委員会委員名簿	4 7
○男女共同参画に関する主な動き	4 8

1 計画策定の趣旨

平成11(1999)年6月、21世紀の新たな男女共同参画社会を実現するために男女共同参画社会基本法が制定されました。この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく社会のあらゆる場面に参画することを目指したものです。本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成26(2014)年度に安来市男女共同参画推進条例を施行しました。令和2(2020)年度には、第4次安来市男女共同参画計画を策定し、各種講座の開催など啓発を推進してきました。

このたび第4次計画の計画期間が終了することから、第5次安来市男女共同参画計画を策定し、今までの内容や取組の進捗状況を検証、分析したうえで、男女共同参画に関する社会的な動向等を加味するとともに、より発展させ実効性を伴う内容としています。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

国においては、平成27(2015)年8月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和5年12月一部変更）」では、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられました。

(2) 島根県の動き

島根県では、男女共同参画社会基本法（平成11(1999)年）の理念に則り、男女共同参画社会の実現に向けて、「第4次島根県男女共同参画計画」を令和4(2022)年3月に策定しました。これまでの取組により、固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図られ、多くの分野で女性の参画が進みました。

人口減少・少子高齢化が進展する現在、男女の人権の尊重、あらゆる分野での女性の活躍促進、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりなどに向け、さらなる取組を続けています。

(3) 安来市の状況

安来市では、令和2（2020）年3月に策定した第4次男女共同参画計画に基づき、各種講座や研修会を開催し、男女共同参画に関する理解の推進を図ってきました。

令和5（2023）年に行った人権に関する市民意識調査では、女性の人権について問題だと思うことは、「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）があること」、「男女に平等でない慣習が残っていること」、「職場での男女格差」、「性別によるハラスメント」などの回答が上位を占め、市民の男女共同参画に対する関心は、高まっているということがわかりました。しかし、市の政策・方針決定過程の場である各種審議会等への女性の参画率が県内平均を下回っている現状があります。こうした状況を踏まえつつ、これまでの取組の成果や現状と課題を検証し、男女共同参画社会の実現に向けて「第5次安来市男女共同参画計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び安来市男女共同参画推進条例第9条第1項に基づき、現行の第4次計画を継続、発展させるものです。そして安来市総合計画との整合性を図るとともに、男女共同参画の視点を市の各施策に反映させるものです。

また、平成27（2015）年に施行された女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。

更に配偶者暴力防止法に基づく基本計画も包括しています。

4 計画の期間

計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

5 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、年次報告書により施策の実施状況、課題等から年度ごとに施策の推進について検証を行い改善を図ります。（P D C A サイクル※を効率的に回し成果を創出します）

6 計画の基本理念及び基本目標

本計画では、安来市男女共同参画推進条例第3条に規定している7つの基本理念に基づく施策を展開するため、3つの基本目標を掲げて男女共同参画社会の実現を目指します。

※P D C A サイクル：ビジネスプロセスの改善を目的とする管理手法です。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのステップから成り立っています。この手法を利用することで、組織は目標の達成と向上を図ることができます。

■基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産等に関し、男女が互いに理解を深め、性及び生殖に関する健康及び権利が尊重されること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。また、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は民間の団体における政策及び方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事や育児、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たしながら、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

■基本目標

I 男女共同参画社会への意識づくり

男女の固定的な役割分担や慣習を改め、男女共同参画社会に向けての意識改革を地域や学校等において積極的に推進していきます。

II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

政策方針決定過程における審議会等への女性の参画率向上に努めます。また、男女とも長時間労働をはじめとする働き方等の見直しや、家事、育児、介護等に参画する環境整備（ワーク・ライフ・バランス）を推進していきます。

III 個人の尊厳の確立

男女共同参画の視点を持った各世代における健康づくりの支援や、困難を抱える全ての人が安心して暮らせる環境整備を推進していきます。

7 男女共同参画とSDGs

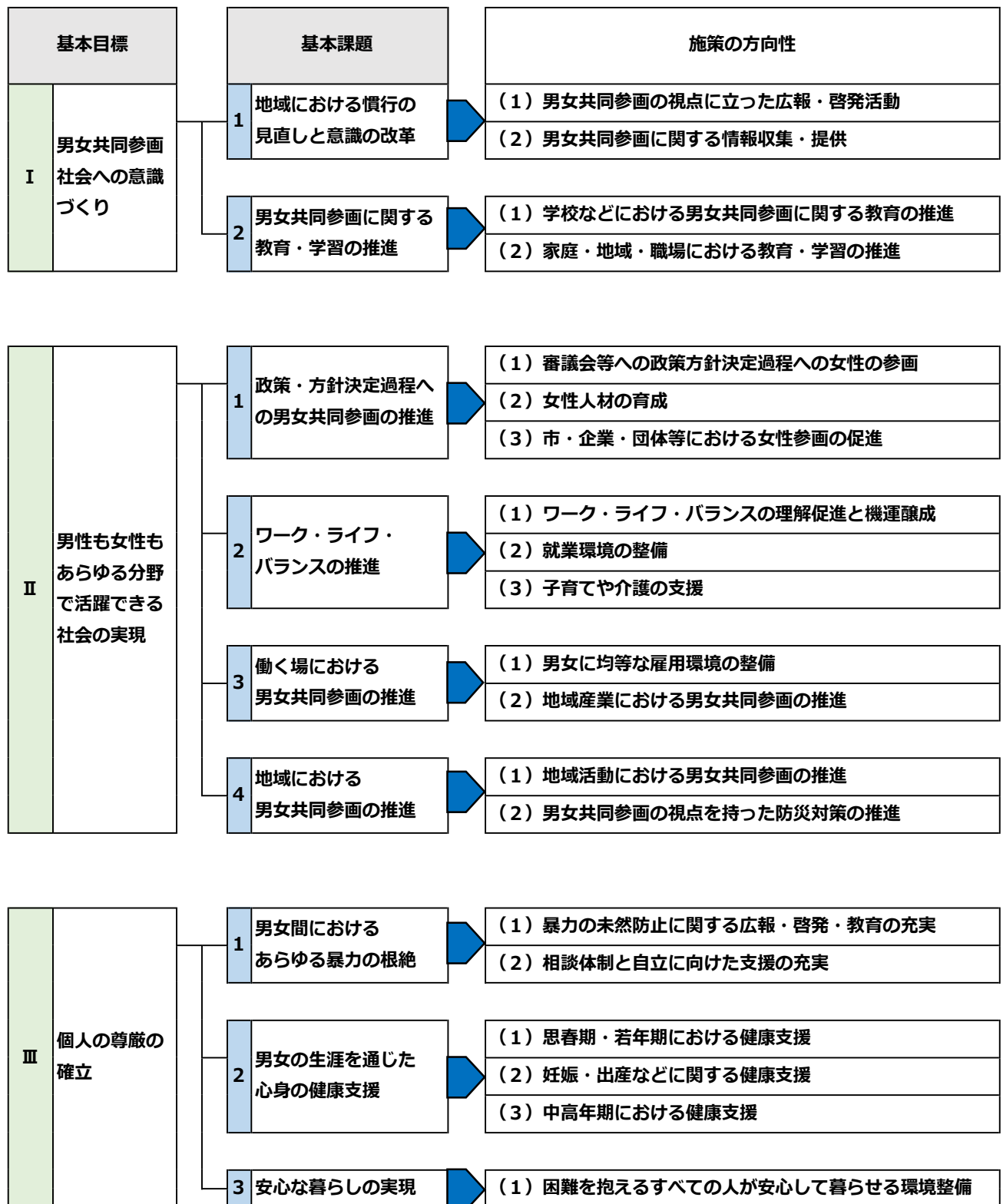
持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。SDGsの前文には「すべての人々の人権を實現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメント（能力強化）を達成することを目指す」と明記されているほか、目標5に「ジェンダー平等を實現しよう」が掲げられています。



ジェンダーとは性別を意味します。体のつくりは違っていても男性と女性は平等で、「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。そこで、世界中で法律や制度を変え、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行うことで、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが進められています。また、「女性だから」という理由で直面する壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組（エンパワーメント）も行われています。「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」は、SDGsの重要なテーマで、日本では「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題となっています。

※「男女共同参画とSDGs」については本計画より掲載

7 施策体系図



施策の内容

基本目標 I 男女共同参画社会への意識づくり

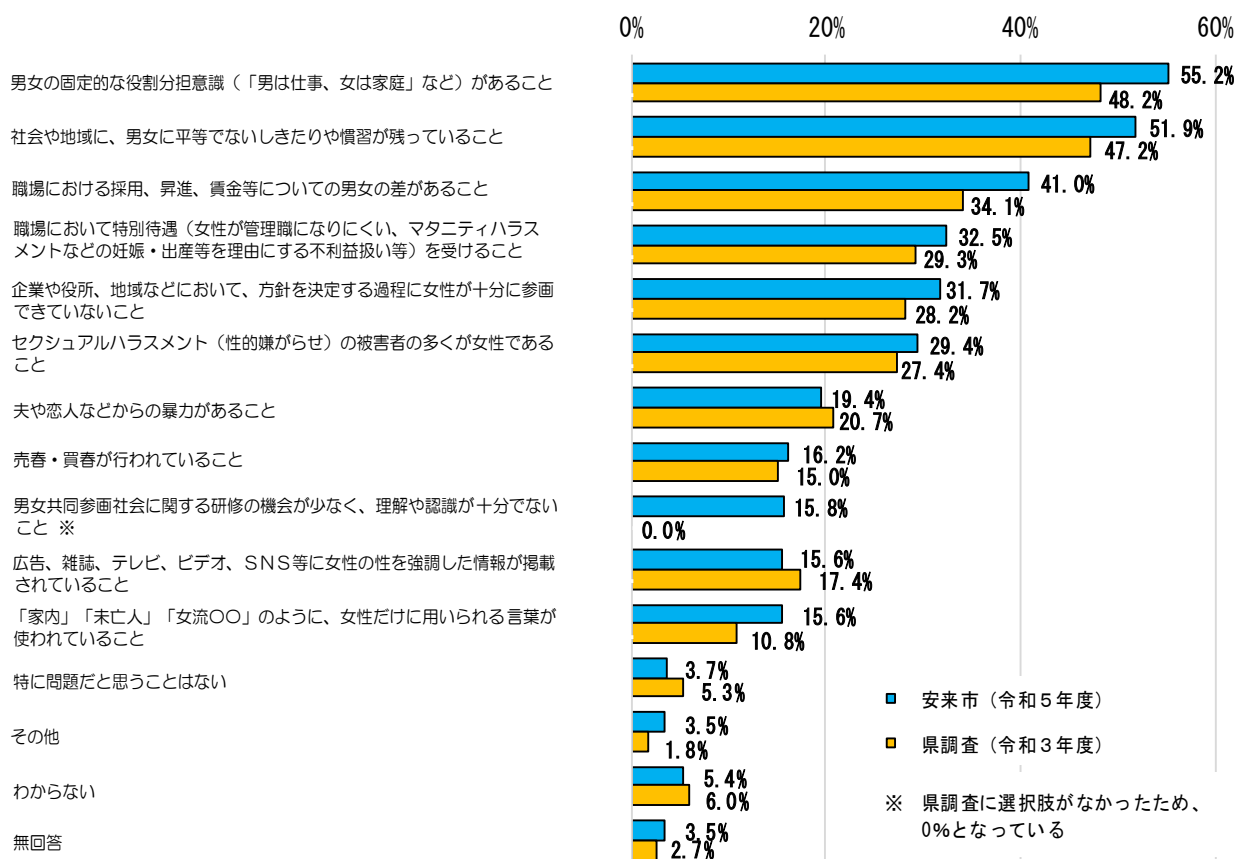
基本課題 1 地域における慣行の見直しと意識の改革

【現状と課題】

安来市で、令和5（2023）年度に実施した「人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）において、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の設問に対して、約半数の人が「男女の固定的な役割分担意識※」「社会や地域に、男女に平等でない慣習が残っていること」と答えています。この結果から、安来市においては、男女に平等でない慣習によって女性の人権に課題があると感じている人が依然多いと推測されます。

この実態に対して、男女共同参画社会の形成を推進するために、しきたりや慣習等を見直し、女性も男性もすべての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の構築に向けて教育・啓発活動が求められます。男女共同参画意識の醸成のため、地域での啓発活動の推進、情報提供を積極的に行う必要があります。

問 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）



（2023年度 安来市人権に関する市民意識調査）

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 男女共同参画の 視点に立った広 報・啓発活動	男女共同参画社会 への意識啓発	市が作成する広報・刊行物・ポスター・チラシ等を活用して、市民をはじめ、企業、団体等に男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動・情報発信を行う。 <u>性的少数者※</u> 等が、周囲の既成概念のために社会参画を阻害されることがないように啓発を行う。	人権施策推進課
	人権啓発イベント の実施	<u>男女共同参画サポーター※</u> と連携しながら、男女共同参画の理解を深める各種講座やイベントを行う。	人権施策推進課
	市職員研修の実施	男女共同参画の視点にたち職務を遂行していくため、職員研修を定期的に開催する。	人事課
(2) 男女共同参画に 関する情報収 集・提供	市民意識調査の実 施、結果の公表	男女共同参画に関する意識・実態調査結果を公表する。	人権施策推進課
	男女共同参画に関 する施策の実施状 況の公表	男女共同参画施策の実施状況を取りまとめ公表する。	人権施策推進課

※男女の固定的な役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方です。

※性的少数者：性的少数者の総称として、同性愛のレズビアン、ゲイ、両性愛のバイセクシャル、心と体の性が一致しないトランスジェンダー、性的指向や性自認が定まっていないまたは意図的に定めないクエスチョニングの頭文字をつなげ、ほかにも様々なセクシャリティがあることを示す+を組み合わせ「LGBT」や「LGBTQ+」が用いられることがある。

※男女共同参画サポーター：県内各地域の男女共同参画に向けた気運を醸成するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動を行う方々です。

基本課題 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【現状と課題】

各小・中・高等学校においては、学校教育の基底に人権・同和教育を据え、男女に平等な社会の実現に向かう児童・生徒の育成に取り組んできました。

今後も、教育現場においては、次代を担う児童・生徒に、男女共同参画の視点を持った教育を一層進めることが必要であり、教員の指導力向上を図る研修の充実が求められています。

また、児童・生徒が日々接している両親や周囲の大人が持っている価値観やアンコンシャス・バイアス※、男女の固定的な性別役割分担意識の影響を受ける可能性もあり、保護者に対する啓発活動も重要であると考えられます。

さらに、性的指向・性自認等（LGBT等）※で多数とは異なる性のありようを持つ人たちが学校や社会生活のあらゆる場面において、様々な困難を抱えていることも指摘されています。これらの対策や改善に向けて、地域・企業における啓発活動を今後、充実させることが必要です。

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進	児童・生徒へのきめ細やかな指導と教職員研修の実施	児童生徒への指導においては、各教科等において男女共同参画の理念について学ぶ場面を設定する。教職員等を対象として男女共同参画社会の実現に資することができるよう研修会を実施する。	学校教育課
	幼児へのきめ細やかな指導と認定こども園等職員研修の実施	保育所、幼稚園、認定こども園等の職員等を対象として男女共同参画の理念を理解推進することができるよう研修会を実施する。	子ども未来課
	男女平等教育の推進	人権教育を基底に捉えた教育の展開の中で、様々な場面を通して性別による固定的な役割分担意識にとられない教育・進路指導をする。 各教科と特別の教科道徳をはじめ、性教育、福祉教育、防災教育等、あらゆる教育活動を通じて、関係部署と連携を図りながら男女平等の視点を取り組んだ教育を推進する。	学校教育課

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(2) 家庭・地域・ 職場における 教育・学習の 推進	地域・企業への意識 啓発	地域や企業等へ、男女共同参画に関する出前講座を実施する。 安来市人権・同和教育推進協議会において男女共同参画について研修を行う。	人権施策推進課
	P T A 研修での家庭における男女共同参画への意識啓発	<u>親学プログラム</u> ※の活用など男女共同参画を推進する研修講座を実施する。	地域振興課 学校教育課

※アンコンシャス・バイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいいます。
自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれています。

※性的指向・性自認等（L G B T等）

- ・性的指向：「恋愛感情や性的な関心がどの性別に向かっているか」ということです。
- ・性自認：「自分をどの性別と認識するか」ということです。
- ・L G B T等：下記の頭文字を取って組み合わせたもので、性的少数者の総称として用いられる言葉です。
 - L：女性の同性愛者（Lesbian レズビアン）
 - G：男性の同性愛者（Gay ゲイ）
 - B：両性愛者（Bisexual バイセクシュアル）
 - T：身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感をもったり、心の性と一致する性別で生きたいと望んだりする人（Trancegender トランスジェンダー）

※親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことをねらいとする学習プログラムです。参加者同士が交流しながら、自ら気づき考える事を重視する参加型の学習方法を用います。

基本目標 Ⅱ

男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

基本課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

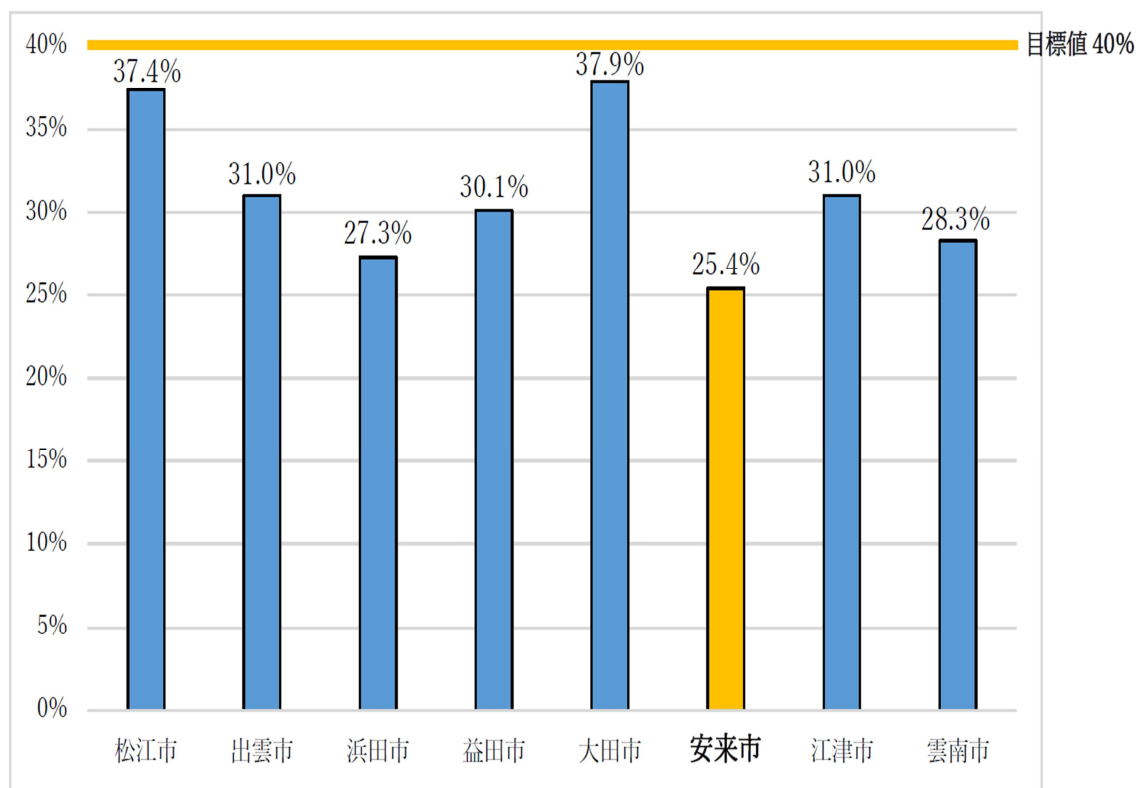
【現状と課題】

政策や方針決定の場である各種審議会等の構成メンバーとしての女性の参画率は、安来市の目標値40%に対して、令和6（2024）年4月1日現在25.4%の現状です。

一方、「市民意識調査」において、「女性の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の設問に対して「企業や行政などで、方針を決定する過程において、女性の参画が十分にできていない」と答えた人が31.7%であり、政策や方針を決定する過程への女性の参画を更に進めることが重要となります。

日頃から関連分野の各団体に女性が積極的に参画したり、女性人材の発掘を行ったりするなど、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。

■ 島根県内各市における審議会等への女性参画状況



（島根県政策企画局女性活躍推進課 男女共同参画率状況調査 2024年）

■ 世界各国の男女格差を示す指標GGI(ジェンダーギャップ指数)※

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.935	1 4	英国	0.789
2	フィンランド	0.875	2 2	フランス	0.781
3	ノルウェー	0.875	2 4	オーストラリア	0.780
4	ニュージーランド	0.835	3 6	カナダ	0.761
5	スウェーデン	0.816	4 3	アメリカ	0.747
6	ニカラグア	0.811	7 0	ブラジル	0.716
7	ドイツ	0.810	8 7	イタリア	0.703
8	ナミビア	0.805	9 4	韓国	0.696
9	アイルランド	0.802	1 0 6	中国	0.684
1 0	スペイン	0.797	1 1 8	日本	0.663

(世界経済フォーラム 2024年)

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 審議会等への政策 方針決定過程への 女性の参画	市の審議会等への各部署への働きかけ	すべての審議会へ女性の積極的な参画を促す。	人権施策推進課
	審議会等への女性参画率の調査、分析	女性の参画状況を調査し、女性委員の登用を促し、女性不在の審議会等の解消と積極的な参画推進を行う。	人権施策推進課
(2) 女性人材の育成	人材育成に係る情報提供	交流センター等で女性リーダーを育成するための情報提供を行う。 島根県政策企画局女性活躍推進課等から発信される女性活躍推進に関する取組（人材確保、働きやすい職場づくり等）について情報提供を行う。	人権施策推進課
	島根県男女共同参画サポーターとの連携	島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域で活躍する人材育成の啓発を行う。	人権施策推進課
	女性参画に係るシステムの見直し	女性職員の能力開発や意欲向上につなげていくため、キャリア研修の充実を図る。	人事課
(3) 市・企業・団体等における女性参画の促進	企業・事業所・各種団体に対する働きかけ	政策・方針決定過程において女性の意見が反映されるよう、審議会等の女性委員や女性職員の登用について促進を働きかける。	人権施策推進課

※GGI(ジェンダーギャップ指数)：スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したものです。
4つの指数(経済・教育・保健・政治)から構成された男女格差を測る指数で、0が完全不平等、1が完全平等を意味します。

基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

「仕事」と「仕事以外の生活」の双方を充実させる社会の実現は、男女共同参画社会の実現を支える重要な課題です。この「ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）」についての理解を促進する必要があります。

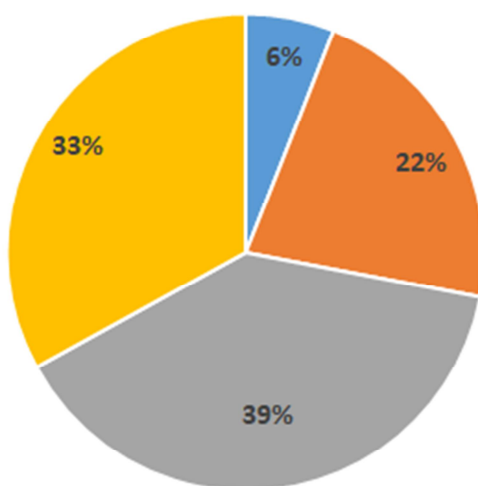
現在、共働き世帯は年々増加しています。それに伴い仕事と家事の両立、仕事と子育て・介護の両立、長時間労働による心身の疲弊等、様々な社会課題が生まれています。

また、家庭内における家事・育児・介護の負担を女性が担っている割合が多く、その要因は固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが強く存在し、男女間の意識の違いがみられます。

これらを解消する動きとして、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場や家庭生活を送るため、労働環境整備や子育て・介護体制の環境整備を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが重要です。

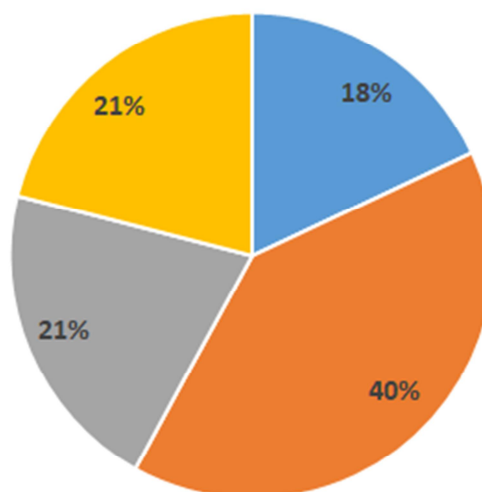
■ ワークライフバランス～理想と現実～

「理想的な」ワーク・ライフ・バランス



- 仕事を重視
- どちらかといえば仕事を重視
- プライベートを重視
- どちらかといえばプライベートを重視

「実際の」ワーク・ライフ・バランス



- 仕事を重視
- どちらかといえば仕事を重視
- プライベートを重視
- どちらかといえばプライベートを重視

（出典：2023 働き方改革ラボ/運営会社 リコージャパン株式会社）

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進と機運醸成	企業・事業所・各種団体に対する理解促進	企業や事業所において、ワーク・ライフ・バランスへの理解を図るため、講座の開催や啓発物の配布など意識啓発や情報提供を積極的に行う。	人権施策推進課
	市報・ホームページ等を活用した情報提供	広報誌、ホームページでワーク・ライフ・バランスについて情報提供を行う。	人権施策推進課
	余暇活動の推進	市民が、ワーク・ライフ・バランスの促進、健康増進、心のゆとりの確保を図るため、余暇（業務後等）の時間に文化・スポーツ活動等に参画できる機会の情報を提供する。	地域振興課 文化課
(2) 就業環境の整備	市職員の育児、介護休業制度の取得促進	育児・介護を必要とする職員が、仕事と両立できるよう、働きやすい職場環境を整備する。男女問わず育児休業が取得しやすい環境を整備する。	人事課
	企業・事業所・団体等への育児、介護休業制度の活用促進	企業・事業所等へ育児・介護休暇制度の活用について、意識啓発や情報提供を積極的に行う。	人権施策推進課
(3) 子育てや介護の支援	子育て支援サービスの充実	家庭生活における子育てに係る負担を軽減できるよう、家庭訪問、乳幼児健診や子育て教室、子育て支援センターやつどいの広場において、保育サービスやファミリーサポートセンター※等の子育て支援サービスについて情報提供を行う。また、子育てガイドブックの配布や母子手帳アプリ（母子モ）、広報やリーフレット等でも情報の発信を行う。	子ども未来課
	介護支援サービスの充実	在宅での介護負担が軽減できるよう広報やリーフレット等で介護サービスの情報発信を行うほか、介護マークの配布により他者からはわかりづらい介護への理解を求め介護者の精神的負担を軽減する。	介護保険課

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(3) 子育てや介護の支援	相談体制の整備	子育て支援センターやつどいの広場において、子育てに関する相談対応を行う。また、「若い世代」の自死予防のための講座や啓発活動（自死対策キャンペーン等）にあわせ、相談窓口・援助機関の周知を図る。	子ども未来課
	相談体制の整備	家族介護者の悩み、不安にも対応する相談窓口の設置、休日相談の実施など相談体制の充実を図る。 認知症の人やその家族が集う場の拡充など介護者同士の交流を通じた支援を行う。	介護保険課

※ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て中、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

※ファミリーサポートセンター：児童の預かりを希望する人と援助を行うことを希望する人がお互いに会員になって、一時的に子どもを有料で預かる相互援助活動に関する連絡・調整を行う施設です。

基本課題3 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

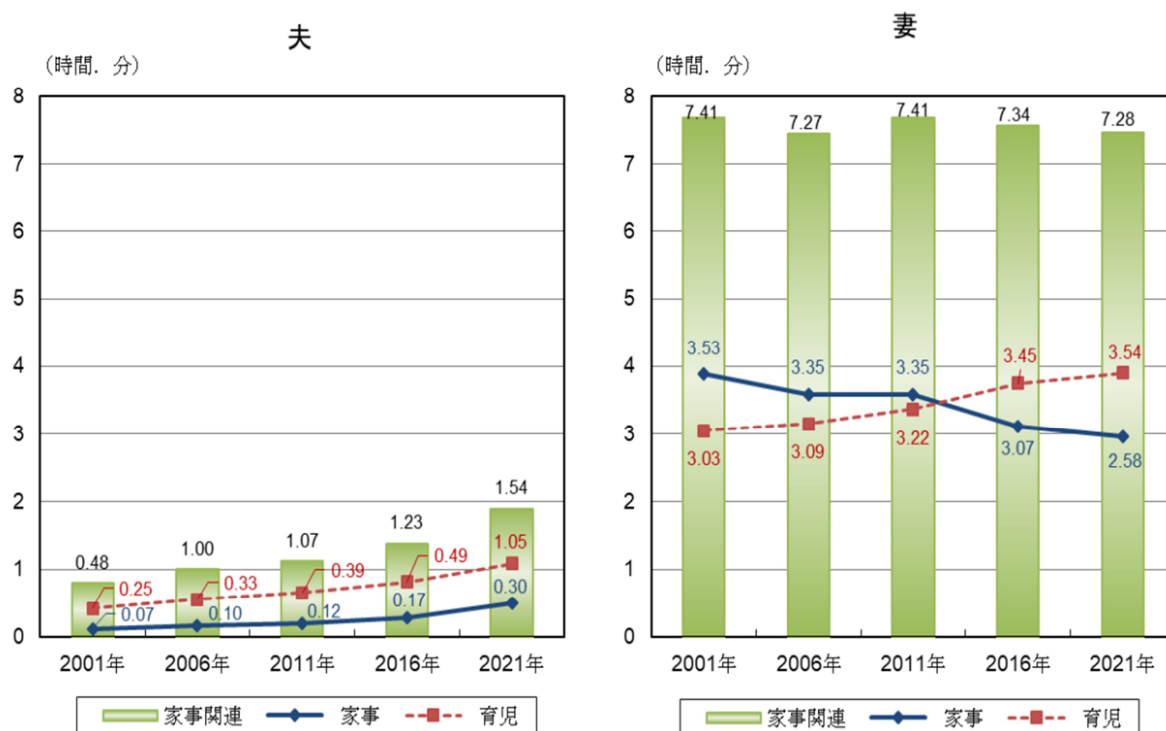
島根県では、育児・介護をしながら働く女性が多い実態があります。しかし、仕事と育児・介護の両立を支援する制度を整える事業所の割合は増加し就業環境の整備は進みつつある半面、実際の休業制度利用者は依然として少ない状況です。

女性が職業を持ち、働き続けるために必要なこととしては、「育児休業や短時間勤務などの仕事と家庭が両立できる制度の充実や、仕事と家庭を両立できる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくり」が必要です。また、非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が非正規雇用者に占める割合が高いことから、男女間の賃金格差の一因になっています。非正規雇用労働者の処遇改善や正職員への転換に向けた一層の取組が重要です。

今後も職場環境改善に向け、県主催の企業・事業所向け講座を周知するとともに、女性の就労・再就労支援につながる情報の提供や講座を実施します。

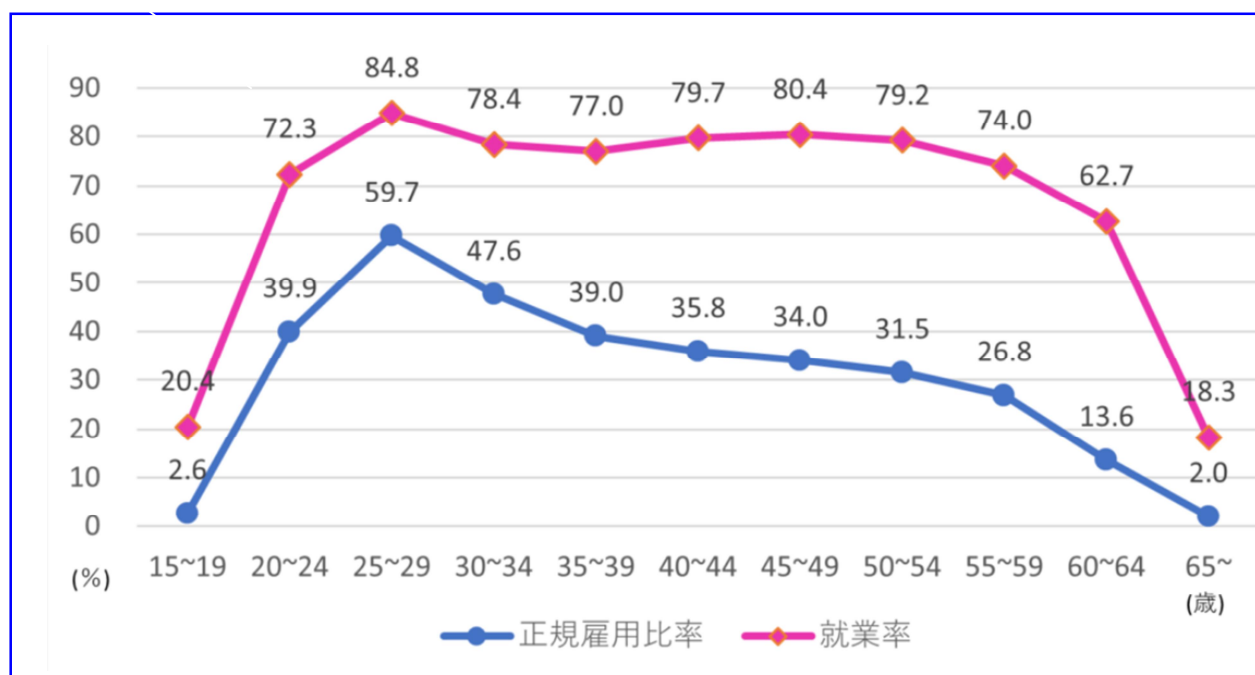
安来市における農業就業人口の内、女性は41%を占め、そのうち約88%は65歳以上であり、女性が大きな役割を担っています。しかし、農業委員に占める女性の割合は11%です。このような実態から、今後も女性の経済的地位の向上や農業経営への女性の参画を一層促進していく必要があると考えます。

■ 6歳未満の子どもを持つ夫婦の一日当たりの家事・育児関連時間の推移



（総務省「2021年社会生活基本調査」）

■ 女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率



(内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 2023 年版 (全体版)」)

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 男女に均等な雇用環境の整備	企業等に対するポジティブアクション※の普及啓発	女性がより活躍できる職場環境の整備とポジティブアクションの推進について、企業向けの研修会等で啓発する。	人権施策推進課
	ハローワークとの連携	性別を理由とした採用・配置・昇格など差別的な扱いがなく、男女が同じ条件で働ける環境を整備するためハローワークと連携して企業向けの研修を行う。	人権施策推進課
(2) 地域産業における男女共同参画の推進	農林業団体等への女性の参画促進	農林業団体、農業委員会等に積極的に女性の参画を図るため、農業従事者等に呼びかけ、活力を持って取り組めるような環境づくりを促進する。	農林振興課

※ポジティブアクション (積極的改善措置) : 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての、男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女いずれか一方に対して、その機会を積極的に提供することです。

基本課題4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化が進む安来市にあって、自治会や交流センターは、地域の絆を深め生きがいがいくつり等に大きな役割を果たしています。この自治会や交流センター活動に、男女共同参画の視点を盛り込み、さらに充実した地域社会づくりの推進が期待されます。

誰もが住みやすく、「対等且つ均等に参画できる社会、多様な意見を反映する社会、社会情勢の変化にも対応できる社会」の形成のためには、性別や立場に関係なく多様な人材が地域活動に参画する必要があることから、地域の役職において女性の占める割合を増やすと共に、多くの女性が参画するような仕組みづくりが必要です。

近年多発している大規模災害は、年齢や性別を問わず、すべての人々に突然襲いかかります。しかし、自宅の被災によって避難所で生活をする方が多くなった場合に、様々な考え方や視点を取り入れることで安全な環境で安心して過ごせるようにしなければなりません。様々な方が身を寄せ合う避難所での集団生活では、性別に関わりなく更衣室の確保や授乳室の確保など、男女それぞれにプライバシーを確保することが重要です。

しかし、全国的に多くの被災地での避難所運営は男性が携わる割合が多く、子どもや女性特有の困りごとが軽視されがちなため、対策されないことや配慮不足が大きな課題になっています。

これらの課題解消のためには、避難所運営の役員などに女性の登用を行い、避難所のルール作成や運営委員会の意思決定に積極的に参画することで、性別に偏らない視点を持って公平な役割分担になるよう避難者同士で協力することが極めて重要です。

そのため、男女共同参画の視点に立った災害対応の必要性に関する理解を促進し、防災活動や防災組織に女性を選任し日頃からの活動推進が必要となります。

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 地域活動における男女共同参画の推進	地域行事等における男女共同参画の推進	安来市人権・同和教育推進協議会を核として、男女共同参画に関する研修に男性の参加を働きかける。	人権施策推進課
	地域行事等における男女共同参画の推進	自治会・自治会役員における女性の参画の一層の推進を図る。 交流センターの運営について、女性の参画を一層働きかける。	地域振興課 広瀬地域センター 伯太地域センター
	男性の家事・育児・介護のスキル向上	各種イベント・各自治会、交流センターを通して男女共同参画の情報を提供し、学習機会の充実を図る。	人権施策推進課 子ども未来課
(2) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進	男女共同参画の視点での防災対策	出前講座を通じて、男女共同参画の視点に立った防災情報の提供を行う。 自主防災組織や災害時の避難所運営組織への女性の参画を働きかける。 災害用備蓄について、男女双方の視点に立った備蓄を進める。	防災課

基本課題 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

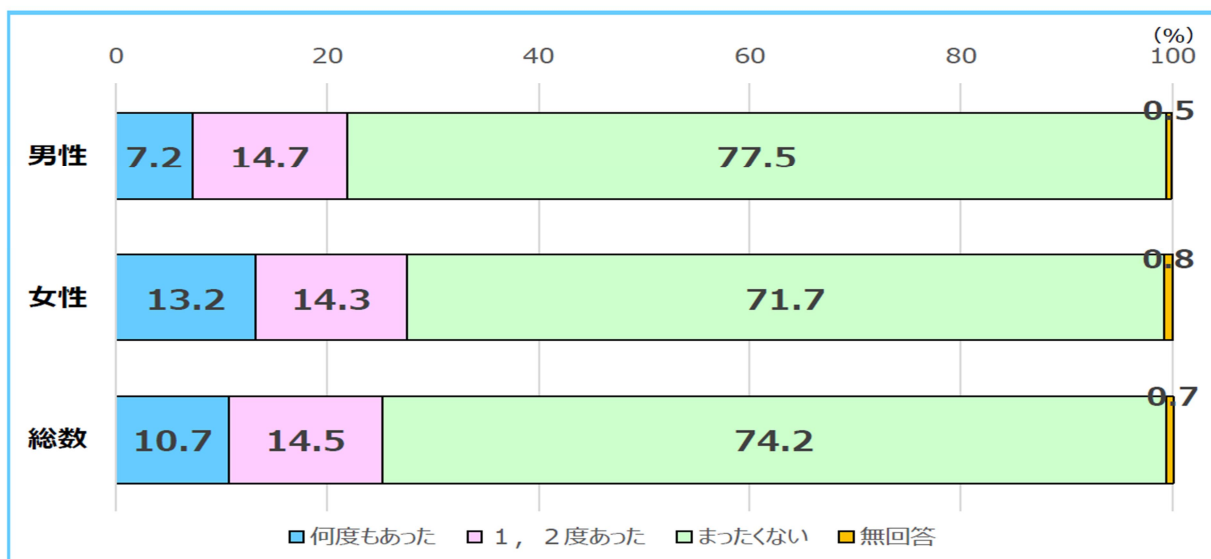
配偶者等への暴力（DV※）は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。多くの場合、被害者は女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題です。

これまでに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ※」の整備や相談体制の整備等、様々な取組が進められ 配偶者暴力防止法（DV 防止法）では、改正により「配偶者」の定義を広範囲に拡大し、現在では交際相手・元交際相手も含めた範囲が対象となったことから、いわゆる「デート DV」も対象に含まれました。しかし、依然としてDVはなくなっていない。DVや性犯罪などは、重大な人権侵害であるにもかかわらず、周囲からの発見が困難であったり被害者からの届出がなされなかったりするなど、潜在化、深刻化しがちです。

安来市では、「配偶者暴力相談支援窓口」を設置し様々な女性相談に応じてきました。しかし、DVや性暴力を行う背景には、男女の固定的な性別役割分担意識、社会的及び経済的な立場の格差や、暴力等を容認する風潮があることなどが挙げられます。

今後も、DV、性犯罪、各種ハラスメント※等の個人の権利を著しく侵害する暴力の根絶のため、未然防止や若年期からの予防啓発、被害者の保護・支援に力を入れ取り組む必要があります。

■ 配偶者からの暴力の被害経験のある人の割合



（内閣府「男女間における暴力に関する調査」2023年）

【具体的施策と施策内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 暴力の未然防止 に関する広報・ 啓発・教育の充 実	DV、性犯罪、児 童虐待等の未然防 止の意識啓発	市報やホームページにより、市のDV防止 対策を広く周知する。 関係機関と協力し、意識啓発のための講演 会や研修会等を実施する。	福祉課 子ども未来課
	医療機関等関係機 関との連携強化	DV被害状況に応じた相談機関とのネット ワークの構築と、職員への周知を行う。D V被害者に対して、県、市等の関係機関が 連携をとり、被害者への適切な情報提供と 早期の自立支援計画を作成する。 子どもに対しても <u>要保護児童対策協議会※</u> を通じて他自治体や関係機関とともに情報 保護と適切な連携を行う。	福祉課 子ども未来課
	授業等を通じたD Vや性犯罪未然防 止の教育・啓発	各学校において、自尊感情を高め、他の人 を大切にしようという意欲を高める取組を 行い、周囲の人とのよりよい関わりについ て考えさせる。関係各課との連携を図りな がら、性的非行の芽を摘む取組を行う。ま た、児童・生徒を対象とした授業（DV防 止や適切な対応に関する教育）を行うよう 働きかける。	学校教育課
(2) 相談体制と自立 に向けた支援の 充実	相談体制の充実	DV被害状況に応じた相談機関とのネット ワークの構築と、職員への周知を行う。 DV被害者やDVに巻き込まれた子どもや 家族を守り、心のケアを行うため、関係所 管課及び関係機関と連携を図りながら相談 対応を行う。また、要保護児童対策協議会 と関係部署との連携した早期支援を行う。 DV被害の状況に応じた相談機関とのネッ トワークの構築と、職員への周知を行う。	福祉課 子ども未来課

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(2) 相談体制と自立 に向けた支援の 充実	自立のための支援 の充実	関係部署と連携を図りながら、被害者の情報保護と被害者の意向に沿った支援を行う。また、子どもに対しても、要保護児童対策地域協議会を通じて適切な対応を行う。	福祉課 子ども未来課

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナー等親密な関係にある、又は、あった異性からの暴力（身体・精神的暴力のほか、性的、経済的暴力等様々な形態がある）です。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者暴力防止法（DV 防止法）

※ハラスメント：相手に精神的・身体的な苦痛や困惑・不快感を与える「いじめ」「いやがらせ」のことです。
セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（地位や人間関係の優位性を利用した嫌がらせ）
マタニティー・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業の人に対する嫌がらせ）等、多様にあります。

※要保護児童対策協議会：要保護児童等のへの適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織です。

基本課題 2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

【現状と課題】

男女が個性を伸ばし、いきいきと活躍するためには、生涯を通じて健康を維持することが大切で、男女がお互いの身体的性差を理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画を推進するうえでの基本的事項です。

現在、ライフスタイルの多様化や就業形態等により、女性の健康に関わる問題は変化しています。共働きによる仕事と子育ての両立の難しさや、晩婚化などによる不妊問題や少子化への対策も必要となっているほか、職場や家族などの周囲の人々の協力も必要です。また、妊娠・出産期から乳幼児にわたる切れ目のない健康保持の支援体制をとり、安心・安全で健やかな妊娠・出産・育児のためのサポートも必要です。

一方、性感染症等の発生件数は全国的に増加傾向にあります。島根県においては、近年大きな増減はありませんが、変わらず性感染症の発生件数は多く、思春期・若年期からの早期教育や啓発が必要です。

また、DV予防や、薬物の乱用や喫煙等、心や健康への悪影響についても対策が必要であり、思春期・若年期の健康づくりについて、各学校において計画的、継続的、組織的教育が求められています。

さらに、本市の人口3分の1を占める高齢者をはじめ、生涯にわたるライフステージ※に応じた健康の保持増進を図るため、男女の性差を踏まえた健康推進施策が必要です。

【具体的施策と施策の内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 思春期・若年期 における健康 支援	性感染症等への 知識の普及啓発	性感染症等に関する情報提供と正しい知識の普及を図る。二十歳の集い等で性感染症等に関する予防キャンペーン等のチラシを配布し啓発活動を行う。	いきいき健康課
	DV・デートDV 防止への普及 啓発	「暴力は、対象者の性別や間柄を問わず尊厳を著しく侵害する重大な人権侵害である」という認識を周知し、暴力の根絶を目指す。	人権施策推進課
	薬物乱用・喫 煙・飲酒への正 しい知識の啓発	小中学校の保健の時間を中心に健康安全にかかわる教育を推進し、薬物乱用の入り口となる青少年の喫煙や飲酒を防止する取組を行う。	学校教育課

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(2) 妊娠・出産などに関する健康支援	不妊に関する相談、助成事業の充実	不妊治療（費用助成含む）について、広報や窓口で情報を発信し、早期治療への啓発と不妊に悩む男女への不安感に対する相談対応を行う。	子ども未来課
	助産師、保健師による訪問指導	マタニティ教室のほか、不安を抱えている妊婦等への訪問を実施する。 また、全戸を対象に産婦訪問を実施し、ハイリスクの産婦の場合には医療機関と連携し、継続して関わり支援を行う。	子ども未来課
	育児支援の充実	妊娠届出時に、面接、アンケートを実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談対応や保健指導を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を行う。 また、安心・安全な出産に向けて、マタニティ教室や妊婦歯科検診を実施し、妊娠中の健康や生活、出産、子育てサービス等の情報提供を行う。	子ども未来課
(3) 中高年期における健康支援	健診（検診）の受診促進	特定健診、各種がん検診の充実と受診者数の増を図る。	いきいき健康課
	生活習慣病の予防啓発	各地域で開催される健康教室や事業等にあわせ、各年齢期における体の変化や、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病について伝え、健康相談なども実施する。	いきいき健康課
	自死対策の推進	中高年も含めた幅広い世代を対象に、心の健康づくりについての講演会や地区の健康教室、自死対策キャンペーン等を実施する。自死に関する正しい知識や相談窓口について啓発するとともに人材育成に努め、関係機関等のネットワークを強化し適切な支援につなげる。	いきいき健康課

※ライフステージ：人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のことです。ステージは、ライフイベントが生じ、家族構成や家計などが変わるタイミング（就学、就職、結婚、出産、子育て、子供の独立、退職）などで区分されます。

基本課題3 安心な暮らしの実現

【現状と課題】

急激な高齢化に伴う高齢者の介護や障がい者への対応は、家族の中でも女性が担うケースが多い実態があります。また、外国人住民が増加する中、外国人は言葉や文化の違いに孤立しやすく、加えて女性であることにより、より困難な状況に直面することもあります。そしてまた、ひとり親家庭の女性は男性に比べて経済的に困難な状況におかれることが多い実態があります。

このように、様々な困難を抱えるすべての人が安心して暮らせる環境づくりのための取組が求められます。

【具体的施策と施策の内容】

施策の方向性	具体的施策	施策の内容	所管部署
(1) 困難を抱えるすべての人が安心して暮らせる環境整備	生活困窮者への取組	社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、自立に向けた取組を行う。	福祉課
	高齢者等への生活支援と介護予防の取組	住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護予防に取り組むとともに多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進する。	介護保険課
	ひとり親家庭への就労・経済支援	母子父子自立支援員が中心となり、社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら自立に向けた取組を行う。	福祉課
	外国人住民への取組	公益財団法人しまね国際センターと連携を図り、外国人住民の相談窓口の取次ぎを行う。 また、多文化共生の意識啓発研修会を実施する。	人権施策推進課 政策企画課
	<u>ユニバーサルデザイン</u> ※によるまちづくり	子どもから高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応できるよう施設の目的に合わせた計画を整理し、まちづくりを推進する。	都市政策課

※ユニバーサルデザイン：すべての人にとって使いやすく分かりやすい、安全・快適な「もの・まち・サービス」をめざす考え方です。

計画の数値目標

基本目標	基本課題	項 目	現状値	目標値 (R11)	担当課
I	2	男女共同参画に関する講座等の実施回数	28 回 (R5 年度実績)	35 回	人権施策推進課
II	1	市の審議会等への女性の参画人数の率	25.4% (R6/4/1 現在)	40.0%	人権施策推進課
		女性委員が参画する審議会等の率	75.5% (R6/4/1 現在)	100%	人権施策推進課
		市職員の女性の管理職登用率	26.5% (R6/4/1 現在)	30.0%	人事課
	2	市職員の男性の育児休業取得率 (2 週間以上の取得)	48.0% (R5 年度実績)	85.0%	人事課
		認可保育施設待機児童数	0 人 (R6/3/31 現在)	0 人	子ども未来課
	4	女性防災士の育成 (※1)	9 人 (R6/4/1 現在)	19 人	防災課
III	2	乳がん検診受診者数	1,069 人 (R5 年度実績)	1,100 人	いきいき健康課
		子宮がん検診受診者数	830 人 (R5 年度実績)	1,100 人	いきいき健康課
		特定健康診査受診率 (※2)	45.4% (R4 年度実績)	60.0%	いきいき健康課

※1： 項目「女性防災士の育成」は、安来市自主防災組織育成事業補助金の指導者育成事業により防災士の資格を取得した女性の人数を取り纏めた数値です。

※2： 項目「特定健康診査受診率」での特定健康診査とは、生活習慣病の予防のために、40～74歳の方を対象に実施する、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

○男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(以下略)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」

と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機

関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（以下略）

○安来市男女共同参画推進条例

平成26年3月26日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産等に関し、男女が互いに理解を深め、性及び生殖に関する健康及び権利が尊重されること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は民間の団体における政策及び方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画施策については、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念についての理解を深め、その活動に当たり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いなくよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(啓発活動等)

第10条 市は、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(教育における配慮)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第13条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民又は事業者等からの苦情の申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進のため、必要な調査研究に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議するため、安来市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第4項並びに第13条第2項の規定によりその権限に属させられた事務

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年安来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○安来市男女共同参画推進本部設置規程

平成26年6月27日

訓令第21号

(設置)

第1条 安来市男女共同参画推進条例(平成26年安来市条例第11号)に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、安来市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 安来市男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 安来市男女共同参画計画に基づく具体的施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長(消防長を含む。)、市立病院事務部長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進本部の所掌事項を円滑に遂行するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から推進本部長が指名する者をもって組織し、グループリーダーは、男女共同参画担当課の課長をもって充てる。
- 3 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが招集し、その議長となる。
- 4 グループリーダーは、ワーキンググループにおける審議の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第10号の3)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月31日訓令第8号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日訓令第7号の2)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月31日訓令第15号)

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

◆第5次安来市男女共同参画計画策定経過

年 月 日	会 議 等	主 な 内 容
令和6年 7月11日	第1回推進本部会議	・計画策定の基本的方向 ・スケジュール
8月23日	第1回推進委員会会議	・計画策定の基本的方向 ・スケジュール
11月20日	第2回推進本部会議	・素案の審議
11月28日	第2回推進委員会会議	・素案の審議
令和7年 1月14日	第3回推進本部会議	・素案の審議
1月21日 ～2月20日	パブリックコメント	・市民からの意見募集
2月27日	第3回推進委員会会議	・計画案の最終審議
3月18日	第4回推進本部会議	・計画案の最終審査

◆安来市男女共同参画推進委員会委員名簿

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日) (順不同、敬称略)

	所属機関・団体名等	氏 名	備 考
1	安来市小中学校長連絡会（伯太中学校）	實重 詔子	◎
2	松江人権擁護委員協議会安来部会	山根 陽子	
3	松江公共職業安定所安来出張所	中村 昭臣	
4	安来市自治会代表者協議会	矢田 洪介	
5	島根県男女共同参画サポーター	佐伯 直子	
6	J Aしまね女性部	原 ますみ	
7	安来市PTA連合会（第二中学校）	江田 正人	
8	識見者	山崎 道弘	○
9	公募委員	山岡 公代	

◎：委員長 ○副委員長

◆男女共同参画に関する主な動き◆

区分 年度		◎国	○島根県	◇安来市
2004	H16	◎「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定 ◇10月1日 1市2町合併（旧安来市・旧広瀬町・旧伯太町） 新生安来市誕生 ◇人権施策推進課で男女共同参画を担当開始 ◇「安来市男女共同参画計画」策定		
2005	H17	◎「次世代育成支援対策推進法」施行 ◎「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「島根県DV対策基本計画」策定 ◇男女共同参画座談会開催（しまね女性ファンド助成事業）		
2006	H18	○「島根県女性相談センター」設置		
2007	H19	◎「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ◎「改正男女雇用機会均等法」施行 ◇「人権に関する市民意識調査」で男女共同参画に関する設問実施 ◇「安来市女性の集い」弁護士丸山和也氏講演		
2009	H21	◇「第2次安来市男女共同参画計画」策定		
2010	H22	◎「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011	H23	○「第2次島根県男女共同参画基本計画」策定		
2012	H24	◎『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定 ◇「人権に関する市民意識調査」で男女共同参画に関する実態を調査		
2013	H25	◇男性のためのブラッシュアップ・セミナー「自分力発見講座」開催		
2014	H26	◎『「女性が輝く社会」の実現』を日本再興戦略に位置付け ◇「安来市男女共同参画推進条例」施行 ◇「第3次安来市男女共同参画計画」策定		
2015	H27	◎「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「第3次島根県男女共同参画計画」策定 ◇安来市男女共同参画推進フォーラム開催 ◇安来市第3次男女共同参画基本計画リーフレット作成		
2016	H28	◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ◇男女共同参画子育て支援講演会開催		
2017	H29	◎地域女性活躍推進交付金の創設 ◇「人権に関する市民意識調査」で男女共同参画に関する調査を実施		
2018	H30	◎「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ◎「働き方改革関連法」施行 ◇地域に向けた男女共同参画講演会開催		
2019	H31 R 元	◎「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」策定 ◇「安来市第4次男女共同参画計画」策定 ◇男女共同参画啓発活動「乳がん検診啓発」を実施		
2020	R2	◎「第5次男女共同参画基本計画」策定 ○「しまね女性活躍推進プラン」策定 ◇安来市男女共同参画推進本部設置規程改訂		
2021	R3	◎「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ○「島根県DV対策基本計画」第4次改定 ◇広報「シリーズ人権を考える」に男女共同参画に関わる記事を掲載開始		
2022	R4	◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（令和6年4月施行） ○「第4次島根県男女共同参画計画」策定		
2023	R5	◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ◇「人権に関する市民意識調査」で男女共同参画に関する調査を実施		
2024	R6	○地域に向けた男女共同参画推進事業開催 ◇安来市男女共同参画推進本部設置規程改訂 ◇「安来市第5次男女共同参画計画」策定		



第 5 次安来市男女共同参画計画

発 行 島根県安来市
編 集 市民生活部人権施策推進課
〒692-8686
島根県安来市安来町 878-2
電話:0854-23-3095